

※ この書式は今後も使用することになります。必ずコピーして使用してください。

成年被後見人 被保佐人 被補助人（本人）【 **上鴨 京一** 】

財 産 目 録 A
(令和 **元** 年 **8** 月末日現在)

記載例

下記1の預貯金・現金については、今回報告基準日以降に通帳記帳したうえで、令和元年8月末日時点における本人の財産内容につき以下のとおり報告します。

令和 **元** 年 **9** 月 **17** 日

成年後見人等

上鴨 花子



※ 完成したら、裁判所に提出する前にコピーを取って大切に保管してください。

※ 以下の1について、通帳写しを作成し、適宜の資料番号を付して通帳写しの右上に記載するとともに、下の表の「資料番号」欄にも記載してください。

※ 財産の各記載欄が不足した場合には、この用紙をコピーした上で、「No.」欄の番号を連続するよう付け直してください。

1 預貯金・現金

※ 前回報告から今回報告基準日までの通帳写しを添付してください。

No	金融機関 の名称	支店名	口座 種別	口座番号	前回基準日 (H31. 8月末)時点 の残高(円)	今回基準日 (R1. 8月末)時点 の残高(円)	管理者	資料番号
1	〇〇銀行	〇〇	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 定期	10000- 12349876	2,322,300	8,283,200	後見人	1
2	〇〇銀行	〇〇	<input type="checkbox"/> 普通 <input checked="" type="checkbox"/> 定期	1234123	200,000	200,000	後見人	1
3	〇〇 信用金庫	〇〇	<input type="checkbox"/> 普通 <input checked="" type="checkbox"/> 定期	2345234	500,000	500,000	後見人	2
4			<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 定期					
5			<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 定期					
6			<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 定期					
7			<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 定期					
8			<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 定期					
9			<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 定期					
10			<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 定期					
現金(預貯金以外で所持している金銭)					50,000	30,000		
合 計 額					¥3,072,300	¥9,013,200		

基準日を過ぎてから記帳し、その通帳のコピーを提出してください。

次のページに続く

※ この書式は今後も使用することになります。必ずコピーして使用してください。

※ 以下の2から9の財産について、必ずどちらか一方の にレ点（又は■）を入れてください。財産の内容（財産目録Bに記載の事項）に少しでも変化があった場合は、右の にレ点（又は■）を入れてください。この場合は、前回までに報告したものも含め、改めて現在財産の内容を別紙に記載してください。

前回の報告以降、変わったものがなければ、財産目録Bは提出不要です。

- 2 有価証券等（株式、投資信託、国債、地方債、外貨預金、手形、小切手など）
※単に評価額が変動しただけの場合は、前回報告から変化なしと扱います。
- 前回報告から変わりありません。 本人の財産の内容は財産目録Bのとおりです。
- 3 生命保険、損害保険等（本人が契約者又は受取人になっているもの）
- 前回報告から変わりありません。 本人の財産の内容は財産目録Bのとおりです。
- 4 不動産（土地）
- 前回報告から変わりありません。 本人の財産の内容は財産目録Bのとおりです。
- 5 不動産（建物）
- 前回報告から変わりありません。 本人の財産の内容は財産目録Bのとおりです。
- 6 債権（貸付金、損害賠償金など）
- 前回報告から変わりありません。 本人の財産の内容は財産目録Bのとおりです。
- 7 その他（自動車など）
- 前回報告から変わりありません。 本人の財産の内容は財産目録Bのとおりです。
- 8 負債
- 前回報告から変わりありません。 本人の財産の内容は財産目録Bのとおりです。
- 9 遺産分割未了の相続財産（本人が相続人となっている遺産）
- 前回報告から変わりありません。 相続財産の内容は相続財産目録のとおりです。

相続財産目録を作成する場合は、9頁から11頁の記載例を参考に、18頁から20頁の書式を利用してください。